平成２９年（フ）第１２８０号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目12番46号　田中ハイツ201号
債務者　牧野　一義
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４３号
埼玉県上尾市小泉１丁目８番地７　上尾昭和ビル201
債務者　金本　　悟（旧姓成井）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７４号
埼玉県新座市石神２丁目12番48号
債務者　榎本　　武
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６４号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地６－102
債務者　西澤　恵美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７２号
埼玉県戸田市美女木４丁目21番地の16　笹ライトグリーンシティー401号室
債務者　渡部　則正
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９０号
埼玉県上尾市西宮下２丁目93番地６
債務者　西島　　薫
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３３号
埼玉県加須市騎西22番地14
債務者　北澤　有正
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７４号
埼玉県上尾市大字大谷本郷917番地　コーポカメリアＢ－201、旧住所埼玉県上尾市向山１丁目13番地32　ガーデンハイツＢ－102
債務者　早坂　光子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６１号
埼玉県越谷市大字大竹809番地11
債務者　藤山　潤一
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５４号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地４－443
債務者　小林　弘美
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５８号
相模原市南区栄町３番13号
債務者　橋本　直記
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６１号
相模原市南区古淵２丁目16番９号　リバーストーン古渕1002
債務者　長田美枝子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６２号
相模原市中央区富士見３丁目10番１－111号
債務者　佐々木徳恵
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４６９号
相模原市南区相模台団地５番１－202号
債務者　明瀬　秀人
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７０号
相模原市南区古淵１丁目10番13号　グランデールⅡ405
債務者　溝口　澄子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４７３号
相模原市南区当麻807番地１　原当麻Ｍハイツ203
債務者　平川　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０２０号
札幌市東区北25条東20丁目８番５－101号
債務者　庄子　貴光
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部